

宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業について

1 事業の概要

指定医療機関(一覧は別記)での体外受精及び顕微授精(以下「特定不妊治療」といいます。)について治療費用の一部を助成します。

2 目的

次世代育成支援の一環として、子どもが欲しくても妊娠できず不妊治療を受けているご夫婦に対し、高額の治療費がかかる特定不妊治療費の一部を助成することにより、ご夫婦の経済的・精神的な負担の軽減を図るものです。

3 助成を受けることができる人

- (1)申請日現在、宮城県内(仙台市以外)に住所があるご夫婦(夫婦のいずれか一方でも可)
 - ※仙台市にお住まいの方は仙台市から助成を受けることとなりますので、詳細はお住まいのある区役所までお問い合わせください。
- (2)治療開始時に法律上の婚姻をしているご夫婦
- (3)特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されたご夫婦
- (4)指定医療機関で治療を受けたご夫婦(県外の医療機関の場合、医療機関のある自治体で指定を受けていれば本県の指定医療機関とみなしています。)
- (5)申請日の前年(1月から5月までの申請日については前々年)の夫婦合算の所得額が730万円未満であるご夫婦
 - ※詳細は6 所得額の計算方法を参考にしてください。
- (6)治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であるご夫婦
 - ※平成27年度までに通算5年間助成を受けた方は、助成対象外です。

4 助成内容

(1)助成回数

年齢はいずれも治療開始時における妻の年齢で判断します。

	対象年齢	年間助成回数	通算助成回数	通算助成期間
平成28年度から	43歳未満	限度なし	初回 40歳未満 通算6回 初回 43歳未満 通算3回	限度なし

- ※43歳以上で開始した治療は助成制度の対象外となります。
- ※通算の助成回数は、通算1回目の助成認定時における治療開始日時点の年齢で決定し固定されます。39歳までに初めて助成認定を受けた場合、40歳を超えても通算回数は6回のままです。
- ※平成28年4月1日以降、助成を受けた回数が上限に満たない場合でも、妻の年齢が43歳以上で開始した治療は全て助成の対象外となります。
- ※制度変更に伴う通算助成回数のリセットはありません。過去の助成を全て合算します。
- ※助成回数は、他の自治体(都道府県・指定都市・中核市)での助成を含みます。

(2)助成上限額

治療内容		1回の治療に対する助成上限額	初回の治療の場合の追加助成上限額	男性不妊治療を実施した場合の追加助成上限額
治療方法	A 新鮮胚移植を実施	150,000円	150,000円	150,000円
	B 凍結胚移植を実施	150,000円	150,000円	150,000円
	C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	75,000円	対象外	対象外
	D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	150,000円	150,000円	150,000円
	E 受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止	150,000円	150,000円	150,000円
	F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	75,000円	対象外	150,000円

※初回の申請をした場合、初回到申請した治療終了日より前に終了した治療の申請はできなくなりますのでご注意ください。また、初回申請時に複数回の申請をする場合は、治療終了日の最も早いものを初回の申請とします。

※男性不妊治療とは、特定不妊治療の一環として行った保険適用外の「精巣内精子生検採取法(TESE)」や「精巣上体内精子吸引採取法(MESA)」、その他精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術等を指します。

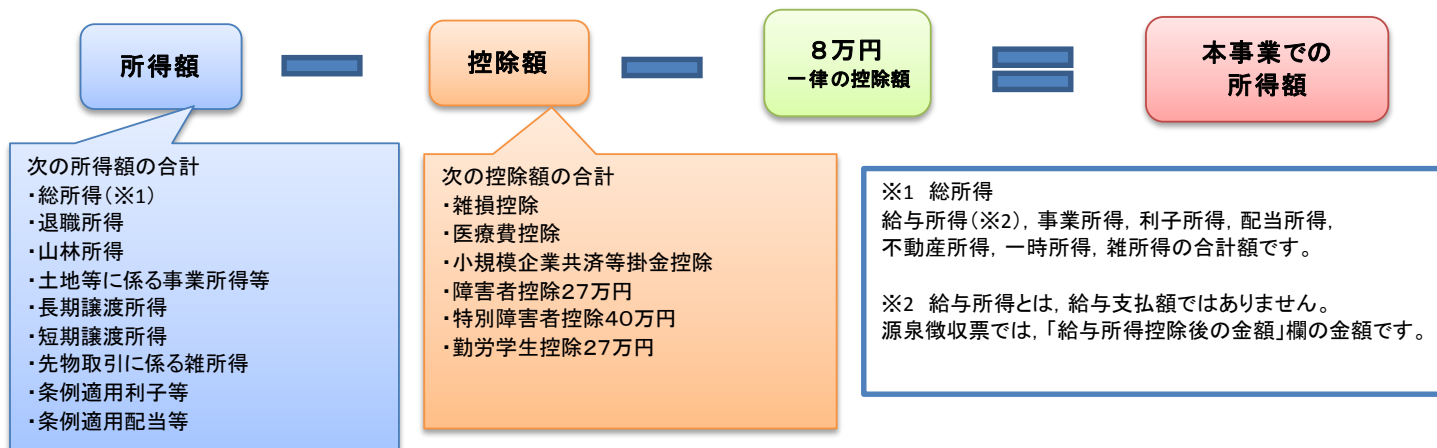
※特定不妊治療の一環として、採卵前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られなかった場合は男性不妊治療を単独で申請することができます。ただし、その場合も助成回数1回として取り扱います。

5 申請に必要な書類 (治療がいったん終了した時点で申請してください)

- | |
|---|
| (1) 宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書(子ども・家庭支援課 HP からダウンロード可能)
※振込口座は、申請されるご夫婦いずれかの名義の口座としてください。 |
| (2) 不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書(子ども・家庭支援課 HP からダウンロード可能)
(下記アドレスから用紙をダウンロードし医療機関から証明してもらってください。)
http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kodomo/hunintiryoutyou.html |
| (3) 領収書の原本(保健所でコピーして原本はお戻しします。確定申告で提出される場合は、その前に申請してください。) |
| (4) 戸籍謄本(申請日から3か月以内に発行されたもの)
※過去に宮城県から助成を受けたことがある夫婦で、住民票で婚姻関係にあることが確認できる場合に限り省略可能。 |
| (5) ご夫婦それぞれの住民票(申請日から3か月以内に発行されたもの)
※年度内2回目以降は省略可能。ただし発行日から3か月を経過している場合は添付が必要。 |
| (6) ご夫婦それぞれの所得証明書(市町村役場から各種控除額の入った所得証明書をもってください。)
※4～5月(又は6月～3月)の間に、宮城県に年度内2回目以降の申請を行う場合に限り省略可能。詳細は下記を参考にしてください。
・平成30年6月～31年5月に申請する場合:平成30年度所得証明書を添付(平成29年分の所得を審査)
・平成31年6月～32年5月に申請する場合:平成31年度所得証明書を添付(平成30年分の所得を審査)
(注)所得が確定するまでの間はH30年度所得証明書でも構いません。
※源泉徴収票、特別徴収税額決定通知書などの書類では申請を受け付けておりません。ご了承ください。 |

6 所得額の計算方法

申請日の前年(1月から5月までの申請日については前々年)の夫婦合算の所得額が730万円未満であることが助成の要件です。



7 申請期限

1回の治療が終了した日(※)の属する年度の末日(3月31日)までに申請してください。

(※)「1回の治療が終了した日」とは、**医師が受診等証明書に記載した治療期間の末日となります。**

具体的には、妊娠の有無を確認した日、又は医師の判断によりやむを得ず治療を中止した日を指します。

別表第1 体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

治療内容	採卵まで				受精 (前培養・媒精 (顕微授精)・培養)	胚移植						助成対象範囲	
	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(点鼻薬)	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(注射)	採卵	採精(夫)		新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植				
						胚移植	黄体期補充療法		(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与	胚移植	黄体期補充療法		(胚移植のおおむね2週間後)
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2~5日	1日	10日		7~10日	1日	10日	1日	
治療方法	A	新鮮胚移植を実施											助成対象
	B	凍結胚移植を実施*											
	C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施											
	D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了											
	E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止											
	F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止											
	G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止											対象外
	H	採卵準備中、体調不良等により治療中止											

* B: 採卵・受精後、1~3周期の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

* 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

8 宮城県内の指定医療機関 (平成29年5月現在)

医療機関名	住所	電話番号
京野アートクリニック	仙台市青葉区本町1-1-1 三井生命仙台本町ビル3F(アジュール仙台)	022-722-8841
スズキ記念病院	岩沼市里の杜3-5-5	0223-23-3111
東北大学病院産婦人科	仙台市青葉区星陵町1-1	022-717-7251
仙台 ART クリニック	仙台市宮城野区名掛丁206-13	022-791-8851
たんぽぽレディースクリニック あすと長町	仙台市太白区郡山1-16-8	022-738-7753
仙台ソレイユ母子クリニック	仙台市太白区大野田四丁目31番地の3	022-248-5001


9 申請窓口及び問い合わせ先

名称	管轄区域	班名	電話	住所
仙南保健所 (仙南保健福祉事務所)	白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町	母子・障害班	0224-53-3132	〒989-1243 柴田郡大河原町字南129-1
塩釜保健所 (仙台保健福祉事務所 塩釜総合支所)	塩竈市, 多賀城市, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町	母子・障害 第一班	022-363-5507	〒985-0003 塩竈市北浜四丁目8-15
塩釜保健所 岩沼支所 (仙台保健福祉事務所 岩沼支所)	名取市, 岩沼市, 亘理町, 山元町	地域保健班	0223-22-2189	〒989-2432 岩沼市中央三丁目1-18
塩釜保健所 黒川支所 (仙台保健福祉事務所 黒川支所)	大和町, 大郷町, 富谷市, 大衡村	地域保健班	022-358-1111	〒981-3304 富谷市ひより台二丁目42-2
大崎保健所 (北部保健福祉事務所)	大崎市, 色麻町, 加美町, 涌谷町, 美里町	母子・障害 第一班	0229-91-0712	〒989-6117 大崎市古川旭四丁目1-1
栗原保健所 (北部保健福祉事務所 栗原地域事務所)	栗原市	母子・障害班	0228-22-2118	〒987-2251 栗原市築館藤木5-1
石巻保健所 (東部保健福祉事務所)	石巻市, 東松島市, 女川町	母子・障害班	0225-95-1431	〒986-0861 石巻市蛇田字新沼田1 2番地4街区1画地
登米保健所 (東部保健福祉事務所 登米地域事務所)	登米市	母子・障害班	0220-22-6118	〒987-0511 登米市迫町佐沼字西佐沼150-5
気仙沼保健所 (気仙沼保健福祉事務所)	気仙沼市, 南三陸町	母子・障害班	0226-21-1356	〒988-0066 気仙沼市東新城3丁目3-3

10 結果通知及び支払い方法・その他留意事項

- 申請を受けてから約2ヶ月後に審査結果通知をお送りします。
 - 結果通知の約1ヶ月後に、指定された口座に助成金を振り込みます。
- (※)上記の期間は目安ですので、書類に不備がある場合及び他自治体から転入された方については、過去の助成状況を照会するため、結果通知をお送りするまで3ヶ月程度かかる場合があります。
- 県内の市町村で独自に助成を実施している場合があります。詳しくは子育て支援課HPの「平成30年度市町村単独不妊治療費助成事業のご案内」の市町村担当課にお問い合わせください。

この制度についてご不明な点などありましたら子ども・家庭支援課まで

 <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kodomo/hunintiryoku.html>

TEL 022-211-2532